



発行 東京都

目次

56

告示

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除：(環境局環境改善部化学物質対策課)：一

告示

●東京都告示第千四百八十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第二十三号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(千代田区丸の内一丁目地内及び中央区八重洲一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図

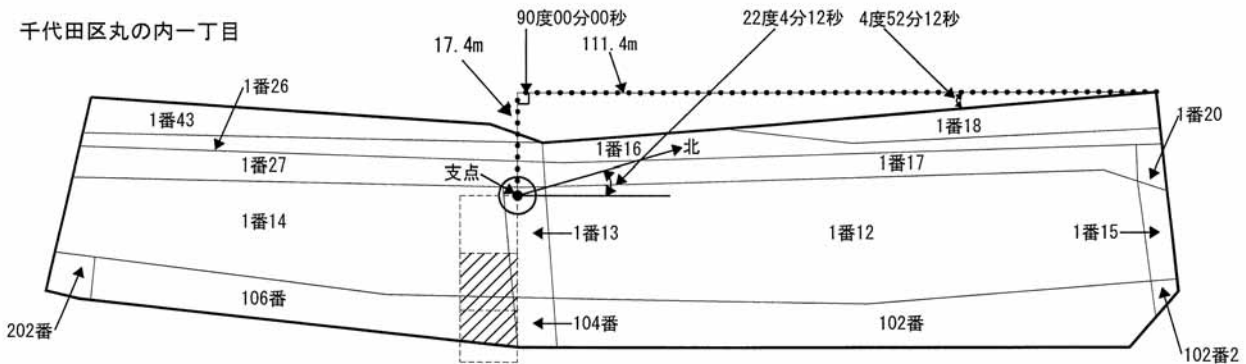
支点

支点は、千代田区丸の内一丁目1番18の最北端の地点から、同地番と同所同番41との境界線を右回りに4度52分12秒回転させた線に沿って南西方向に111.4m移動し、左回りに90度回転させた方向に17.4m移動した点とする。

格子の回転角度(22度4分12秒)

格子の回転角度は、支点を通り、東西南北及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

千代田区丸の内一丁目



中央区八重洲一丁目

凡例

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 敷地境界
- ▨ : 指定を解除する区域

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七
号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
112-0002